

「第三者行為による傷病届」の提出について

1. 第三者加害行為とは

あなた及び被扶養者が他人により負傷させられたときのことを言います。

例 交通事故（同乗中、自転車や歩行者等の事故も含む）、暴力行為、スキー等の事故、建物等管理不備による事故、他人の飼犬による咬傷事故等。

2. 治療費について

その治療費は、加害者が当然負担すべきものです（ただし、過失の程度により負担額が変わります）が、その治療を保険診療で受けた場合、治療費の支払いは加害者に代わって当健保組合が立替え払いをしますので、健康保険法第 57 条により当健保組合が損害賠償の請求権を取得します。これにより、当健保組合が負担した治療費は直接、加害者または自賠責保険等に請求します。

3. 損害賠償の求償について

治療終了等により当健保組合が自賠責保険等に請求する際、必要な診療報酬明細書（レセプト）の写し等を添付することに、この傷病届の提出をもって同意したものとさせていただきます。（加害者個人への請求の場合は、添付いたしません。）

4. 傷病届について

健康保険で治療を受けたとき、または受けようとするときは必ず傷病届（当健保組合所定の様式）を当健保組合に提出することが、健康保険法施行規則第 65 条により義務づけられています。提出なき場合は健康保険からの給付費等を制限する場合があります。

5. 傷病届の提出の際、次の書類（○印のもの）を必ず添付してください。

- (イ) 事故発生状況報告書
- (ロ) 交通事故証明書の写し（各都道府県の自動車安全運転センター発行のもの）
※事故種別欄が「物損事故」の場合、別途「人身事故入手不能理由書」が必要になりますのでご連絡ください。
- (ハ) 誓約書（加害者が当健保組合で立替えた費用を必ず支払う旨の）
※相手方加入の保険会社の記載でも可。相手方の記載を得られないときは、その理由をご記入ください。
- (ニ) 念書兼同意書（被保険者、被扶養者記載用）
- (ホ) 治療を受けた医師の診断書（治療終了ないしは症状固定時に提出）
- (ヘ) 貸与証明書（加害者の車輛が他人名義の場合）
- (ト) 示談をしているとき、また、したときは示談書の写し
- (チ) 負傷原因報告書

6. 示談について

事故発生後すぐに、あるいは治療継続中に示談をすると示談後の治療費は当健保組合の負担とならず、あなた自身の負担となる場合がございますので、示談する場合は必ず当健保組合にご連絡ください。

なお、ご不明の点または質問等ございましたら、下記にご連絡ください。

〒 371-0022
群馬県前橋市千代田町二丁目 3 番 12 号
しのめ信用金庫前橋営業部 3 階

北関東しんきん健康保険組合
☎ 027-289-0175